

議案第9号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項金額の欄中「5,000円」を「8,000円」に、「9,000円」を「15,000円」に、「14,000円」を「21,000円」に、「19,000円」を「29,000円」に、「34,000円」を「50,000円」に、「48,000円」を「71,000円」に、「140,000円」を「208,000円」に、「240,000円」を「352,000円」に、「460,000円」を「682,000円」に改め、同表3の項金額の欄中「9,000円」を「13,000円」に、「5,000円」を「8,000円」に改め、同表4の項金額の欄中「8,000円」を「11,000円」に、「4,000円」を「6,000円」に改め、同表5の項金額の欄中「10,000円」を「14,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「16,000円」を「23,000円」に、「22,000円」を「31,000円」に、「36,000円」を「52,000円」に、「50,000円」を「70,000円」に、「120,000円」を「166,000円」に、「190,000円」を「267,000円」に、「380,000円」を「527,

000円」に改め、同表6の項金額の欄中「13,000円」を「20,000円」に改め、同表7の項金額の欄中「9,000円」を「13,000円」に改め、同表8の項金額の欄中「9,000円」を「15,000円」に、「11,000円」を「18,000円」に、「15,000円」を「25,000円」に、「20,000円」を「33,000円」に、「33,000円」を「55,000円」に、「45,000円」を「73,000円」に、「100,000円」を「165,000円」に、「160,000円」を「267,000円」に、「330,000円」を「549,000円」に改め、同表9の項金額の欄中「9,000円」を「14,000円」に、「11,000円」を「17,000円」に、「15,000円」を「22,000円」に、「21,000円」を「30,000円」に、「35,000円」を「49,000円」に、「47,000円」を「66,000円」に、「110,000円」を「161,000円」に、「180,000円」を「262,000円」に、「370,000円」を「522,000円」に改める。

別表第2の1の項金額（1件につき）の欄中「120,000円」を「135,000円」に改め、同表3の項及び4の項金額（1件につき）の欄中「33,000円」を「37,000円」に改め、同表5の項金額（1件につき）の欄中「27,000円」を「31,000円」に改め、同表6の項及び7の項金額（1件につき）の欄中「160,000円」を「181,000円」に改め、同表8の項事務の欄中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同項金額（1件につき）の欄中「180,000円」を「199,000円」に改め、同表9の項及び10の項金額（1件につき）の欄中「160,000円」を「181,000円」に改め、同表11の項事務の欄及び名称の欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項金額（1件につき）の欄中「33,000円」を「37,000円」に改め、同表12の項金額（1件につき）の欄中「160,000円」を「181,000円」に改め、同表13の項金額（1件につき）の欄中「27,000円」を「31,000円」に改め、同表14の項及び15の項金額（1件につき）の欄中「160,000円」を「181,000円」に改め、同表16の項金額（1件につき）の欄中「27,000円」を「31,000円」に改め、同表17の項事務の欄及び名称の欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項金額（1件につき）の欄中「160,000円」を「181,000円」に

改め、同表18の項及び19の項金額（1件につき）の欄中「160,000円」を「181,000円」に改め、同表20の項事務の欄及び名称の欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項金額（1件につき）の欄中「27,000円」を「31,000円」に改め、同表21の項金額（1件につき）の欄中「160,000円」を「181,000円」に改め、同表22の項金額（1件につき）の欄中「27,000円」を「31,000円」に改め、同表23の項金額（1件につき）の欄中「160,000円」を「181,000円」に改め、同表24の項及び25の項金額（1件につき）の欄中「27,000円」を「31,000円」に改め、同表26の項事務の欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項金額（1件につき）の欄中「27,000円」を「31,000円」に改め、同表27の項金額（1件につき）の欄中「160,000円」を「181,000円」に改め、同表28の項金額（1件につき）の欄中「120,000円」を「135,000円」に改め、同表29の項及び30の項金額（1件につき）の欄中「78,000円」を「88,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同表31の項及び32の項金額（1件につき）の欄中「238,000円」を「269,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同表33の項金額（1件につき）の欄中「78,000円」を「88,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同表34の項及び35の項金額（1件につき）の欄中「238,000円」を「269,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同表36の項金額（1件につき）の欄中「6,400円」を「7,000円」に、「12,000円」を「14,000円」に改め、同表37の項事務の欄及び名称の欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項金額（1件につき）の欄中「27,000円」を「31,000円」に改め、同表38の項及び39の項金額（1件につき）の欄中「27,000円」を「31,000円」に改め、同表40の項金額（1件につき）の欄中「160,000円」を「181,000円」に改め、同表42の項金額（1件につき）の欄中「22,900円」を「23,000円」に、「37,700円」を「37,900円」に、「67,200円」を「67,700円」に、「101,900円」を「102,400円」に、「163,300円」を「164,100円」に、「255,600円」を「256,400円」に、「313,000円」を「313,800円」に、「51,200円」を「51,300円」に、

「120,600円」を「120,700円」に、「192,300円」を「192,500円」に、「385,200円」を「385,700円」に、「676,600円」を「677,100円」に、「1,161,400円」を「1,162,200円」に、「2,125,500円」を「2,126,300円」に、「3,025,100円」を「3,025,900円」に改め、同表44の項金額（1件につき）の欄中「180,000円」を「199,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 提案理由

建築関係手数料の額を改定するため、及び建築基準法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。